

## 「有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務」委託仕様書

### 1 業務名

有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務

### 2 業務の目的

本県では、環境と調和のとれた持続的な農業の取組の一つとして、「愛知県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進を図っている。

有機農業の取組拡大・定着支援として有機農業者の人材育成に取り組み、2025年度から有機農業を目指す就農希望者、有機農業への転換希望農業者等を対象に、有機農業を経営する上で必要な栽培技術、販売、経営に関する知識を体系的に学ぶ場として、有機農業講座を開催している。受講生や市町村からは、さらに実践的な技術等を学べる研修への要望が多い。

有機農業の定着拡大を図るため、座学中心の有機農業講座に加えて、有機農業の実践技術を学ぶ機会の創出など新たな研修体制の構築を目的として、本事業を実施する。

### 3 委託期間

契約日から2027年3月10日（水）まで

※本事業は、令和8年度「地域未来交付金」の採択を条件とする。

### 4 委託業務の内容

#### （1）有機農業実践講座の開設に向けた調査

愛知県内外の有機農業者育成のための研修事例を調査し、愛知県に適した有機農業実践農家ほ場を活用した栽培技術等が学べるカリキュラム、運営方法、有機農業実践農家講師候補者等、2027年度以降実施する実践講座について企画提案すること。

また、研修を継続的に実施できる運営体制（座学・実践を含んだカリキュラム、運営方法、講師、財源等）について提案を行うこと。

#### （2）受講生と有機農業実践農家とのつながり（ネットワーク）づくりの検討

受講生と講師である県内有機農業実践農家、又は受講生同士が、研修の場以外で情報交換ができるネットワークの仕組みについて検討、提案すること。

#### （3）報告書及び仕様書の作成

- （1）、（2）に関して調査結果を報告書にとりまとめる。（1）のうち実践講座と、（2）については、翌年度の実施に向けた仕様書を作成する。

#### （4）その他

- ・（1）、（2）の業務については、県と随時打合せを行い、県と調整の上、実施する

こと。また、打合せのために必要な資料及び議事概要等の作成を行うこと。会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。

・明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

#### 【調査・講座開設のスケジュール】

年次	1年目	2年目	3年目
取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業実践講座開設に向けた調査</li> <li>○受講生と農業者とのつながり（ネットワーク）づくりの検討</li> <li>○継続的な有機農業講座（座学、実践）研修体制構築に向けた調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業実践講座の試行</li> <li>○受講生と農業者とのつながり（ネットワーク）づくり</li> <li>○継続的な有機農業講座（座学、実践）研修体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業実践講座の実証、改善</li> <li>○受講生と農業者とのつながり（ネットワーク）づくり</li> <li>○継続的な有機農業講座（座学、実践）研修体制の最終検討</li> </ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有機農業の実践的な講座運営に必要な条件調査</li> <li>●実践講座開設に向けた仕様書作成</li> <li>●継続的な有機農業講座の優良事例収集等による条件等調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有機農業実践講座企画運営</li> <li>●ネットワーク企画運営</li> <li>●継続的な有機農業講座の優良事例収集等による条件等調査、研修体制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有機農業実践講座企画運営</li> <li>●ネットワーク運営</li> <li>●有機農業の担い手育成プログラムの最適条件を提案</li> </ul>

## 5 成果報告書

委託業務完了後、調査結果をまとめた報告書と仕様書を作成し、2027年3月10日（水）までに提出すること。

報告書部数

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物10部

※電子メールによりデータも送付すること

また、参考資料（収集した元データ、各種打合せ記録、本業務でを使用した各種文書）、その他県と協議の上、県が指定するものについて提出すること。

## 6 その他の留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

- (2) スケジュールについては、調査開始前までに速やかにスケジュールを提案し、県の合意を得ること。
- (3) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (4) 受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- (6) 委託業務により得られた成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。